

## 浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、浜松地域での活躍が期待される外国人材等の就職後の定着促進を図るため、事業主が実施する日本語学習支援事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人材等 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第2条第1項に規定する外国人等で、浜松市内で就労する者又は就労を希望する者をいう。
- (2) 日本語学校 主に日本語を母語としない者を対象に日本語教育を行う機関で、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）により告示された日本語教育機関をいう。
- (3) 日本語教室 前号の日本語学校のほか、日本語教師（（公財）日本国際教育支援協会が行う日本語教育能力検定試験に合格した者、文化庁認定の日本語教師養成講座（420時間）を修了した者及び大学において日本語教育を専攻した者をいう。）が、主に日本語を母語としない者を対象に日本語教育を行う教室をいう。
- (4) 日本語能力試験 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力を測定し、認定する試験をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下、「補助事業者」という。）とする。

- (1) 浜松市内に本店、支店、営業所、工場、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は浜松市内で事業を営む者であること。
  - (2) 市税を完納していること。
  - (3) 納稅義務者に対して給与の支払をする者にあっては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役

又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 補助事業者が、雇用する又は雇用を予定する外国人材等の日本語能力の向上のため、当該外国人材等を日本語学校又は日本語教室(以下、「日本語学校等」という。)へ就学させ、補助事業者が次条第1項に掲げる経費を全額負担していること。
- (2) 当該外国人材等が、補助金申請日の前日から起算して過去1年以内に日本語能力試験N1又はN2レベルの認定を受けていること。
- (3) 補助金申請日において、補助事業者が、労働関係法令並びに出入国関係法令上適法に当該外国人材等を正規雇用していること。
- (4) 当該外国人材等の勤務先が浜松市内であり、かつ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」に該当しないこと。
- (5) 同一の外国人材等について、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。
- (1) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- (2) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、外国人材等の日本語学校等への就学に係る経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 入学の選考にかかる経費
- (2) 入学金
- (3) 就学期間中の授業料
- (4) 就学に要する教科書代及び教材費
- 2 次に掲げる経費は補助の対象としない。
- (1) 就学に要する交通費
- (2) 寄宿料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる経費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、外国人材等1人当たり40万円を限度とする。

- 2 前項ただし書に規定する限度額は、浜松市外国人材活躍宣言事業所認定に関する実施要綱第3条の規定による認定を受けている補助事業者にあっては、外国人材等1人当たり50万

円を限度とする。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金調書（第2号様式）
- (2) 雇用証明書（第4号様式）
- (3) 補助事業者が補助対象経費を全額負担したことを証する書類
- (4) 日本語能力試験の認定を証する書類
- (5) 納税義務者に対して給与の支払をする者にあっては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書
- (6) 市税納付・納入確認同意書（第5号様式）
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）
- (8) 前各号に掲げるほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請期間は、毎年度5月1日から2月28日までの間とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに交付額を確定し、当該申請者に対して浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金交付決定兼確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定には、次に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。
- (1) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
  - (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
  - (3) 第10条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
  - (4) 第10条第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、当該通知を受領した日から起算して14日以内に市長に対して請求書（第8号様式）を提出し、補助金を請求するものとする。

(交付の決定取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金を他の用途への使用をしたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 補助事業者が、第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 補助金の申請又は補助事業において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不正な行為があったとき。
- (5) 補助事業が、第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第11条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の第8号様式の規定により調製した用紙がある場合は、なお

当分の間使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

(あて先)

浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

（自署しない場合は、押印してください。）

浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請するとともに、浜松市補助金交付規則第13条の規定により実績を報告します。

記

1 補助金交付申請額及び実績額

金　　円

2 添付書類

補助金調書（第2号様式）

雇用証明書（第4号様式）

補助事業者が補助対象経費を全額負担したことを証する書類

日本語能力試験の認定を証する書類

市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書

市税納付・納入確認同意書（第5号様式）

暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）

第2号様式（第7条関係）

補助金調書

1 外国人材等

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	(西暦) 年 月 日
国 籍	
在 留 資 格	
勤 務 先	
勤 務 先 住 所	

2 就学した日本語学校等

学 校 等 名	
住 所	
電 話 番 号	

3 補助対象経費

入学の選考にかかる経費	円
入 学 金	円
授 業 料	円
教 科 書 代 及 び 教 材 費	円
合 計	円 (交付申請額は合計額の1/2、1人当たり上限40万円 (外国人材活躍宣言認定事業所は上限50万円))

※外国人材等1人につき1枚作成すること。

第3号様式（第7条関係） 削除

第4号様式（第7条関係）

雇用証明書

氏名	
住所	
生年月日	(西暦) 年 月 日
勤務先	
勤務先住所	
採用年月日	年 月 日
雇用形態	
その他の 特記事項	

上記の者は、記載のとおり在職していることを証明します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(自署しない場合は、押印してください。)

第5号様式（第7条関係）

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

（あて先）浜松市長  
（取扱い 国際課）

補助金交付申請者

所在地

名 称

（自署しない場合は、押印してください。）

明・大・昭・平 年 月 日 設立

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納税の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年　　月　　日

浜松市長あて

（誓約者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

（自署しない場合は、押印してください。）

第7号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のありました浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金について、次のとおり条件を付して交付いたします。

記

金

円

- 条件 1 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならない。
- 2 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。
- 3 第10条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- 4 第10条第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする。

第8号様式（第9条関係）

請求書

金額								円
----	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金

支払方法	口座 振替払	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	普通預金 当座預金	第 号
口座名義（カナ）					

上記の金額を請求します。

年　月　日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地  
氏名又は名称